

令和5年度社会教育主事講習募集要項（一部科目指定講習）

岡 山 大 学

1. 目 的

本講習は、社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者を対象として一部の科目を指定して実施するもので、社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき実施し、社会教育に携わる専門的職員等の資質の向上を目的とする。

2. 実施機関 岡山大学

3. 開催期間 令和5年7月28日（金）～令和5年8月9日（水）

- ・ 7月28日（金）～8月2日（水）

オンライン（同時双方向）により実施。（各自の自宅や職場等で受講）

※ 12（5）「オンライン講習について」も参照してください。

- ・ 8月6日（日）～8月9日（水）対面講習（岡山県生涯学習センターで実施）

4. 会場（対面講習） 岡山県生涯学習センター 8月6日（日）～8月9日（水）

岡山県岡山市北区伊島町三丁目1番1号

※会場には、公共交通機関を利用してご来場ください。

5. 開設科目及び単位数

社会教育主事講習等規程第3条で定める科目のうち、以下の2科目を開設します。

「社会教育経営論」2単位（オンライン）

「生涯学習支援論」2単位（オンライン及び対面）

6. 受講定員 20名

7. 講習科目、単位数及び日程等

別表のとおり（詳細は受講決定通知と同時に通知します。）

8. 受講資格

社会教育主事講習等規程第2条の各号のいずれかに該当する者のうち、既に社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者。ただし、中国地方及び兵庫県在住又は在勤の方を優先します。

(1) 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年法律第17号）附則第2項の規定に該当する者（注1）

(2) 教育職員の普通免許状を有する者

(3) 2年以上社会教育法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定す

る業務に従事した者（注2）

(4) 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあった者（注3）

(5) その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者（注4）

(注1) 旧大学令（大正7年勅令第388号）、旧高等学校令（大正7年勅令第389号）、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）若しくは旧教員養成諸学校官制（昭和21年勅令第208号）の規程による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成所学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し又は修了した者は、大学に2年以上在学して62単位以上を取得した者とみなす。

(注2)

(1) 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。

1. 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
2. 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。以下同じ。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
3. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
4. 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
5. 図書館法（昭和25年法律第118号）第4条に規定する司書の職
6. 博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第4項に規定する学芸員の職
7. 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であって、文部科学大臣が(1)の1から(1)の3に掲げる職に相当すると認めた職
8. その他文部科学大臣が(1)の1から(1)の7までに規定する職と同等以上と認めた職

(2) 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

1. 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
2. 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

3. 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
4. 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
5. 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
6. 独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 13 条第 1 項第 3 号に規定する国民等の協力活動
7. その他文部科学大臣が(2)の 1 から(2)の 6 までに規定する業務と同等以上と認めた業務

(注 3) 社会教育法第 9 条の 4 第 2 号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

1. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 3 に規定する職員をいい、同法第 5 条の 2 に規定する施設の当該職員を含む。）の職
2. 学校教育法第 124 条に規定する専修学校の校長及び教員の職
3. 少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）第 1 条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 44 条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
4. その他文部科学大臣が(3)の 1 から(3)の 3 までに規定する者の職と同等以上と認めた職

(注 4) 社会教育主事講習等規程（昭和 26 年法文省令第 12 号）第 2 条第 5 号の規程に基づき、社会教育主事講習を受けることができる者として文部科学大臣の認める者は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 4 第 1 号に掲げる職及び業務に相当する職及び業務に 4 年以上従事した者とする。

9. 受講申込みの方法

(1) 受講希望者は、下記の書類を整え、勤務地の県教育委員会に提出してください。

① 受講申込書（様式 1 - 2）

② 受講資格を証明する書類

「卒業証明書又は修了証明書」、 「教育職員普通免許状の写し」等

③ 所属長の勤務証明書（様式 2）

（注）「8. 受講資格」の(3)、(4)又は(5)による申請者のみ提出してください。

④ 「社会教育主事講習修了証書（写し）」又は「社会教育主事講習修了証書の修了証明書」

⑤ 返信用封筒（角型 2 号：A 4 版の書類が入る大きさ）

受講申込者の住所、氏名、郵便番号記入の上、210 円分の郵便切手を貼付のもの

(2) 県教育委員会は、上記(1)の書類により受講資格の有無を審査の上、申込一覧表 1 部を添えて 6 月 16 日（金）までに必着するよう下記へ提出してください。（提出の際は、資格付与講習の書類と混在しないようにしてください。）

なお、申込一覧表は別途電子ファイルでも下記メールアドレスに提出してください。

〒700-8530 岡山市北区津島中三丁目 1 番 1 号

岡山大学教育学系教職支援グループ Email : hgg7598@adm.okayama-u.ac.jp

10. 受講者の決定

実施機関が運営委員会の意見を聴取して決定します。なお、希望者多数の場合は、直接的な業務を行っている生涯学習・社会教育主管課の担当者、公民館職員、地域連携に携わる教職員を優先して決定します。受講許可書は7月中旬頃に本人あて発送するとともに、県教育委員会にも受講許可者名を通知します。

11. 受講者の集合日時及び場所（対面講習）

受講者は、対面講習の初日8月6日（日）9時40分までに岡山県生涯学習センター大研修室（情報・創作棟2階）に集合し、受講許可書を受付に提示してください。

12. 受講に要する費用・注意事項

(1) 受講料は徴収しません。

(2) ただし、受講者負担とする費用として、教材及び研修資料等費用 4,000 円 を事前に銀行振込により納入いただきます。（テキスト費 3,600 円、その他 400 円）（内訳は予定）。なお、教材および研修資料等費用に関しての領収証は発行いたしません。

受講に要する費用の納入手続に関する詳細は、受講決定通知時に通知します。

(3) 講義によっては、追加でテキストの購入が必要な場合があります。

(4) 受講に伴う旅費、宿泊費は受講者の負担とします。

(5) オンライン講習について（重要）

・オンライン講習では、オンライン会議システム（zoom）を使用します。各自でカメラ・マイクの機能を備えたパソコン（注1）及び安定したインターネット通信環境（注2）をご準備ください。

（注1）zoom 画面上で資料提示を行うため、画面の小さいタブレットやスマートフォンでの受講は避けてください。

（注2）長時間の接続が必要ですので、有線LANに接続したパソコンでの受講を推奨します。

wi-fi を利用する場合は、長時間安定した接続が可能なものとしてください。

・オンライン講習受講用の機器・通信費等は受講者において準備・負担するものとします。

なお、オンライン講習ではデータ通信量が膨大になるため、通信量に制限のない安定したネットワーク環境を推奨いたします。タブレット・スマートフォン等のモバイル通信は、契約内容によっては通信料が高額になる可能性がありますので推奨しません。

・講習に係るミーティングID、パスワードの通知方法等、オンライン講習に関する詳細は、別途受講者にお知らせいたします。

・オンライン講習に関する連絡・資料送付等のため電子メールを用いることがありますので、受講申込書には常時使用しているメールアドレス（添付文書がパソコンで受信可能なもの）を記入してください。

(6) 新型コロナウイルス感染症等への対応について（重要）

・対面講習では、手洗い・手指消毒等の感染防止対策にご協力ください。また、適宜換気を行います。

・マスクの着脱については、原則として受講者個人の判断に委ねるものとします。ただし、主催者又は利用施設においてマスクの着用が必要と判断した場合は、その指示に従ってください。

・多人数で会食する場合は、黙食に努めてください。

- ・ 今後の感染拡大状況等により、やむをえず講習の実施方法を変更又は講習を中止する場合があります。なお、それに伴う交通機関・宿泊場所等のキャンセル料等は、各受講者でご負担いただきますことをご了承願います。

13. 分割受講について

本学の講習では、分割受講は認めません。

14. 修了の認定について

講習への出席とレポート等により運営委員会で審査の上、社会教育主事講習等規程第3条に定めるところに従い、所定の単位を修得した者に対し、修了証書を授与します。

15. 宿舎について 各自で準備してください。(本学では宿泊の斡旋は行いません。)

16. 会場までの交通手段について 原則、公共交通機関で来場してください。

17. 個人情報の取扱について

提出書類等に記載された氏名、住所、電話番号等の個人情報は、下記の目的に限り利用します。

- (1) 岡山大学における社会教育主事講習の実施に関する業務
- (2) 各県教育委員会において、受講者への連絡調整及び履修認定に必要と認める場合

18. その他 本講習に関する問い合わせ等は、以下に照会してください。

〒700-8530 岡山市北区津島中三丁目1番1号 岡山大学教育学系教職支援グループ
電話 (086)251-7588

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目5番7号 岡山県教育庁生涯学習課
電話 (086)226-7597

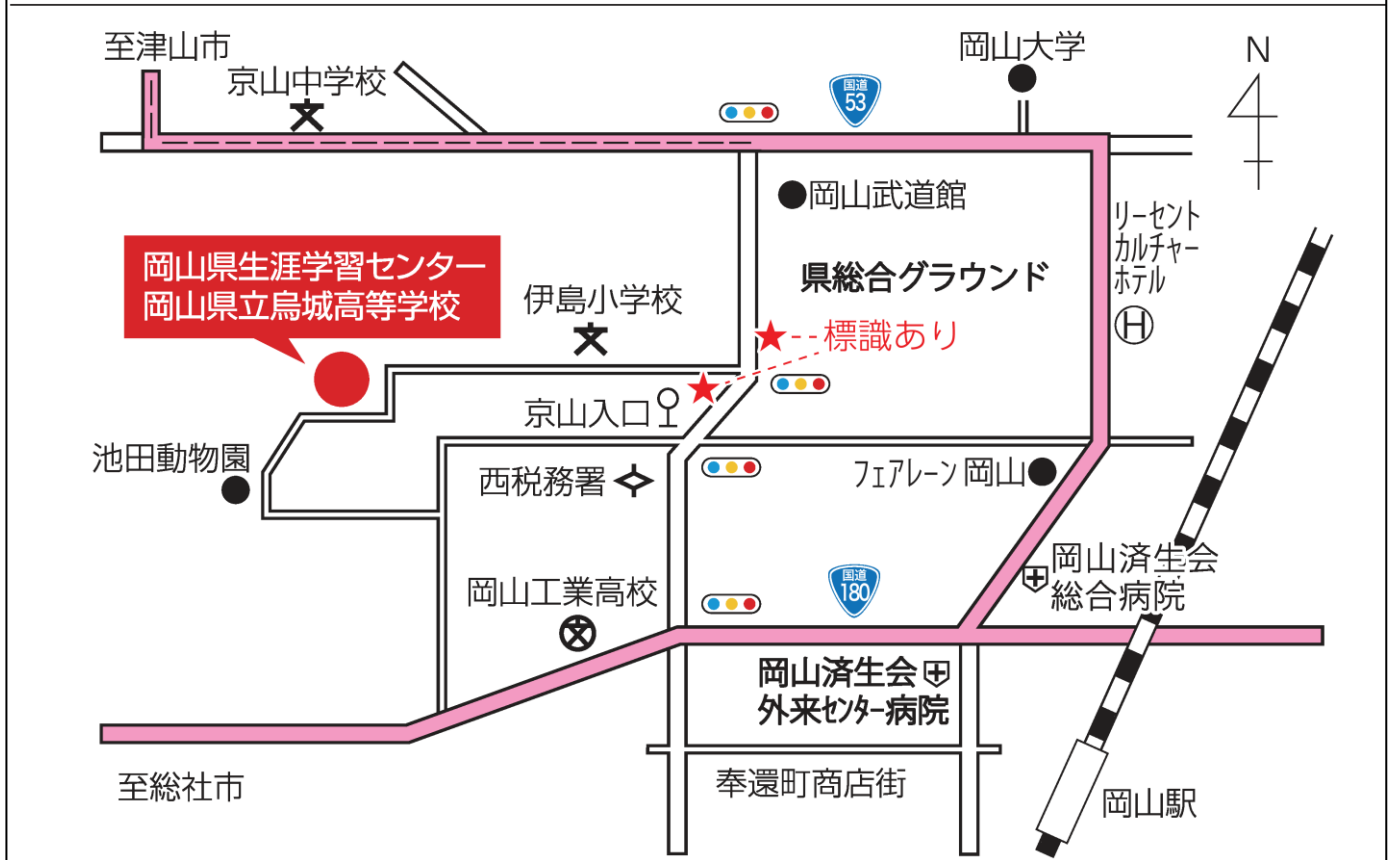
(別表) 講習科目, 単位数及び日程等 (一部科目指定講習)

(予定は今後変更される場合があります)

科目名 (単位数)	日程	時間	内容・テーマ	配当 時間数	実施方法	担当講師予定者の職・氏名	
生涯学習支援論 (2単位)	8/2(水)	9:00-10:30	学習者理解と学習相談	2	講義 (オンライン)	放送大学教授 岩崎 久美子	
		10:40-12:10	学習プログラム作成の基本的視点	2		岡山大学教授 熊谷 慎之輔	
		13:10-14:40	学習支援の原理	2		神戸大学教授 津田 英二	
		14:50-16:20	特別な支援を要する人々の学習	2		下関市立大学准教授 天野 かおり	
		16:30-18:00	家庭教育の支援	2			
	8/6(日)	9:30-11:00	ワークショップデザイン①	2	講義・演習 (対面)	岡山NPOセンター代表理事 石原達也	
		11:10-12:40	ワークショップデザイン②	2			
		13:25-14:55	ファシリテーション・スキル	2			
		15:05-16:35	プレゼンテーション・スキル	2			
	8/8(火)	10:00-11:30	子育て支援とNPO I	2	講義・演習 (対面)	NPO法人子ども達の環境を考えるひこうせん 代表理事 赤迫 康代	
		11:40-13:10	子育て支援とNPO II	2			
		14:10-15:40	学習支援の方法と形態	2			国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官 志々田まなみ
		15:50-17:20	参加型学習の実際	2			
	8/9(水)	10:00-11:30	学習者の特性と学習支援:成人・高齢者	2	講義・演習 (対面)	岡山大学教授 熊谷 慎之輔	
11:40-13:10		学習プログラム作成の実際	2				
社会教育経営論 (2単位)	7/28(金)	9:00-10:30	社会教育行政の経営戦略	2	講義 (オンライン)	岡山大学教授 熊谷 慎之輔	
		10:40-12:10	社会教育経営の考え方	2		青山学院大学教授 山本 珠美	
		13:10-14:40	社会教育におけるコーディネーターと社会教育主事・社会教育士	2		井原市教育委員会生涯学習課主幹 藤井 剛	
		14:50-16:20	コミュニティ・スクールと地域ネットワーク	2		高梁市教育委員会社会教育課参事 安田 隆人 岡山大学教授 熊谷 慎之輔	
		16:30-18:00	学習課題の把握と広報戦略	2		国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官 志々田まなみ	
	7/31(月)	9:00-10:30	社会教育経営を学ぶ意義	2		大分大学教授 清國 祐二	
		10:40-12:10	地方創生・地域人材の育成と教育	2		天理大学教授 佐々木 保孝	
		13:10-14:40	社会教育を推進する地域ネットワーク	2		岡山県立美術館主任学芸員 岡本 裕子	
		14:50-16:20	社会教育における評価の意義と方法	2			
		16:30-18:00	社会教育施設の経営戦略:博物館	2			
	8/1(火)	9:00-10:30	地域活性化と社会教育	2		岡山大学准教授 高岡 敦史	
		10:40-12:10	生涯スポーツと社会教育経営	2		岡山市教育委員会生涯学習課公民館振興室 室長補佐 友延 栄一 同副主査・社会教育主事 塩瀬 香織	
		13:10-14:40	社会教育施設の経営戦略:公民館	2		津山市立図書館長 菊入 典子	
		14:50-16:20	社会教育施設の経営戦略:図書館	2		一般社団法人岡山県地域おこし協力隊ネットワーク 代表 藤井 裕也	
		16:30-18:00	社会教育とまちづくり	2			

8/6～8/9 対面講習会場（岡山県生涯学習センター）へのアクセス

交通案内



●車利用

- ・ J R 岡山駅西口から約 5 分
- ・ 山陽自動車道岡山 I C から約 10 分（岡山市立伊島小学校前を西進し、つきあたり）

●バス利用

- ・ 岡電バス
- JR 岡山駅西口から中央病院線京山入口下車徒歩 8 分（所要時間約 13 分）
- 岡電バス時刻表（岡電バス HP）
<https://okayama-kido.co.jp/bus/jikoku.html>

●徒歩

- ・ J R 岡山駅西口から約 25 分（約 1.7km）

※津高・一宮方面から来所の際は、伊島北町（岡山武道館前）の交差点を南に進むことをおすすめします（下図赤い矢印）

